

第5回 飯舘村復興整備協議会特別会議 議事録

日 時 : 令和2年10月12日(月) 13時30分から14時00分
場 所 : 福島県庁本庁舎5階 正庁
復興整備事業 : 谷地向東・谷地向西太陽光発電事業
出席者 : 復興庁 福島復興局 参事官 石山 治之
農林水産省 東北農政局 農村計画課長 吉田 勉
飯舘村農業委員会 菅野 啓一
ふくしま未来農業協同組合 飯舘支店長 高橋 祐一
福島県 企画調整部 復興・総合計画課 主幹 遠藤 玄
福島県 企画調整部 地域政策課長 星 正敏
福島県 農林水産部 農業担い手課長 小久保 仁子
福島県 土木部 都市計画課長 山田 毅
福島県 土木部 まちづくり推進課長 鈴木 勝徳
飯舘村 村づくり推進課長 三瓶 真
飯舘村 村づくり推進課企画係 主任主査 高野 琢子
飯舘村 村づくり推進課企画係 副主査 松本 義之
飯舘村 村づくり推進課企画係 副主査 庄司 伸也

○協議内容

1 開会(飯舘村 村づくり推進課企画係 高野)

- ・出席者紹介
- ・会議の公開についての報告(公開する旨、報告)
- ・傍聴人への注意事項連絡

2 議事

飯舘村復興整備協議会規約第9条第1項により、飯舘村長代理人の三瓶村づくり推進課長が議長となり、会議に先立ち挨拶。

(議長:飯舘村 村づくり推進課長 三瓶)

それでは、飯舘村の現状と課題について、飯舘村から説明願います。

(説明者:飯舘村 村づくり推進課企画係 庄司)

それでは、飯舘村の現状と課題についてご説明申し上げます。

【別紙「現状と課題」により説明。】

(議長：飯舘村 村づくり推進課長 三瓶)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(議長：飯舘村 村づくり推進課長 三瓶)

本日は、飯舘村復興整備計画の変更（案）について、お諮りします。

追加・変更点及び報告事項は3点でございます。

まず1点目は、谷地向東・西地区太陽光発電事業を実施するにあたり、4haを超える農地転用が必要となりますが、事業計画地は農用地区域内の農地であるため、転用許可に先立ち、農用地区域の変更する必要があることから、協議会にお諮りします。

なお、農用地利用計画の変更については、復興整備計画が県との共同計画であることから、復興特区法第48条第2項第4号の規定に基づき、県知事の同意を要しない事項となります。

2点目は、同事業の実施にあたり、4haを超える農地転用が必要となることから、これを記載した土地利用方針の変更（案）について、協議会にお諮りします。

3点目は、深谷地区復興村営住宅・花卉栽培施設・多目的交流広場整備事業の一環として、村内復興拠点エリア内に整備を予定していた産業ゾーンにつきまして、当初の予定を変更し削除することといたしましたので、協議会に御報告いたします。

(説明者：飯舘村 村づくり推課企画係 庄司)

それでは、飯舘村から復興整備計画変更（案）概要について説明願います。

【様式第2、構想図、様式第4について説明】

なお、農用地利用計画の変更について、令和2年9月14日から令和2年9月27日にかけて広告、縦覧を実施し、住民から特に意見はなかった旨、報告します。

【引き続き 様式第8、第9について説明。】

なお、事業者が民間事業者であることから、復興特区法第46条第4項の規定に基づき、事業実施主体から計画に掲載することについて、あらかじめ同意を得ている旨、報告します。

(議長：飯舘村 村づくり推進課長 三瓶)

ただいまの復興整備計画変更（案）の説明について、御意見・御質問はございませんか。
飯舘村農業委員会の菅野様、ご意見ございませんか。

(出席者：飯舘村 農業委員長 菅野)

飯舘村農業委員会としては、ご異議ないものといたします。

(議長：飯舘村 村づくり推進課長 三瓶)

ありがとうございました。

続いて、ふくしま未来農業協同組合の庄司様、ご意見ございませんか。

(出席者：ふくしま未来農業協同組合 飯舘支店長 庄司)

ご異議ございません。

(議長：飯舘村 村づくり推進課長 三瓶)

ありがとうございました。

県農業担い手課からご意見ございませんか。

(出席者：農業担い手課 小久保課長)

特にご意見ございません。

(議長：飯舘村 村づくり推進課長 三瓶)

ありがとうございました。

次に土地利用方針については、復興特区法第 49 条第 1 項の規定により、農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますが、東北農政局の吉田様、土地利用方針について、同意することに、ご異議はございませんか。

(出席者：東北農政局農村計画課 吉田課長)

土地利用方針の変更（案）につきましては、ご異議ございません。

(議長：飯舘村 村づくり推進課長 三瓶)

特にご意見等ないようでありますので、復興特区法第 48 条第 1 項第 5 号に規定する農用地利用計画の変更については、異議ないものとします。

ありがとうございました。

土地利用方針の変更（案）につきましては、農林水産大臣の同意をいただいたものといたします。

続きまして、福島復興局の石山様、復興整備計画の変更（案）について何かございますでしょうか？

(出席者：復興庁福島復興局 石山参事官)

特にご意見ございません。

(議長：飯舘村 村づくり推進課長 三瓶)

ありがとうございました。

以上で、議事を終了いたします。

皆様、ありがとうございました。

なお、本日協議しました「飯舘村復興整備計画」については、10月14日（水）に村HP等で公表したいと考えております。

これを持ちまして、議長の任を解かさせていただきます。円滑な審議に御協力いただきありがとうございました。

3 閉会（飯舘村 村づくり推進課企画係 高野）

以上をもちまして「第5回飯舘村復興整備協議会会議」を終了します。皆様、ありがとうございました。

○協議結果

谷地向東及び谷地向西地区太陽光発電事業に伴う土地利用方針について、農林水産大臣の同意を得た。併せて、東日本大震災復興特別区域法第48条第9項、第50条第1項の規定に基づき、公表することで、農用地利用計画の変更及び農地転用の許可があったものとみなされる。